

# 山形県スキー連盟旅費規程（日本国内）

平成15年11月 3日制定

平成20年 7月26日改定

## （目的）

第1条 この規程は、山形県スキー連盟（以下「県連」という。）に所属する所属会員が命により国内旅行（以下「旅行」という。）する場合の旅費の取扱いについて定める。

## （定義）

第2条 この規程での旅行とは、県連の会長、理事長、本部長、（又はその代行者）に命じられ、県連に届けてある自宅を一時的に離れて業務を遂行することいい、その費用を支給するものとする。但し、競技本部、教育本部が主催もしくは参加する競技大会、研修会等への旅費は各本部に取決めた規程がある場合はその規定によるものとする。

- 2 旅行を命じられた者（以下「旅行者」という。）に対して支給する旅費とは、次の項目をいう。
- a. 交通費 旅行に際して必要な鉄道、船舶、自動車及び航空機などの運賃及び料金。
  - b. 宿泊費 ホテル、旅館その他の宿泊施設を利用した場合に支給するもの。
  - c. 日 当 旅行日数に応じて支給するもの。

## （旅行経路）

第3条 旅費は順路により計算するものとし、自己の都合による迂回、途中宿泊等に対しては支給しない。但し、命令者が特に認めた場合、またはやむを得ない事由で順路によることが出来ない場合は、実際に通過した経路によって旅費を支給する。

## （概算仮払い）

第4条 県連は、旅行に必要な経費について、仮払伝票により概算仮払いをする事がある。

- 2 旅行者は、前項による場合、帰着してから2週間以内に旅費精算書を提出し精算するものとする。

## （領収書）

第5条 鉄道、バス、航空機等の一区間で交通機関に支払う料金が5000円以上の場合、精算書に領収書を添付するものとする。ただし、タクシー乗車の場合は原則としてすべての領収書を添付するものとする。

- 2 前項の規定に拠りたい場合、旅行命令者の承認により領収書を省略することができる。

## （旅費の不支給）

第6条 県連もしくは他の業務や研修会等で、県連以外から旅費の支給がある場合、原則として旅費を支給しない。

## （旅行中の傷病等）

第7条 旅行中の負傷、疾病について自己の責任で負担（保険加入等）するものとし、県連は治療費及び物損修理費の負担、補償等は一切行わない。但し、疾病、負傷、物損等の状況について、すみやかに県連に報告するものとする。

## （支給対象及び支給額）

第8条 旅行者は次項の利用基準に従い、経済的に最も効率的かつ常識的な交通路線・手段等級および旅行商品を選択するものとし、それにより実際に要した費用について実費を支給する。

### 2 利用基準

	鉄 道		
	一 般	新 幹 線	寝 台 車
利用等級	普通車	普通車	B寝台

航空機の利用基準	経済的、時間的効率性において著しく不経済でない場合に利用を認める。
----------	-----------------------------------

タクシーの利用基準	他の安価な交通機関が利用できない場合、時間的効率性からみてタクシー利用がより経済的である場合、その他やむを得ない事情がある場合に限り、利用を認める。
割引商品の利用基準	業務に差支えない範囲内で極力割引商品（パック商品、割引チケット等）を活用し、実費にて精算すること。 この場合、正規料金を超えない範囲内での利用とする。
自家用車の利用基準	鉄道、バス等の公共交通機関の利用が困難な場合。有料道路は原則として利用を認めない。但し、経済性・効率性において著しく不都合と判断される場合は有料道路の利用を認めることがある。
宿泊の基準	経済性、時間的効率性においてやむを得ないと認められる場合。

### 3 支給額

#### (1) 県内旅費（山形県内の主要会議場における会議出席等）

- ア バスもしくは鉄道を利用した場合は出発地（自宅）の最寄駅から会議場の最寄駅までの実費料金を支給する。
- イ 自家用車利用の場合
  - a 片道20kmを超える場合、1キロメートルにつき15円を乗じた額を支給する。  
この場合、百円未満の金額は、これを切り捨てる。
  - b 相乗りで出張する場合は、主たる運転従事者のみに支給する。
- ウ その他、特に認める交通手段等を利用した場合は実費料金を支給する。
- エ 宿泊費は8,000円を上限に実費を支給する。

#### (2) 県外旅費

業務内容	項目	地区名	金額(円)
県外会議出席	交通費	全地区	a 旅行者の自宅の最寄のJR駅より目的地駅までの普通乗車券と新幹線指定席(自由席券)を上限に支給する。 b 自家用車の場合は、(1)イの規定に準じる。
		全地区	2,000
	宿泊費	東京、大阪	12,000
		県庁所在地	10,000
		その他	8,000

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

付 則

この規程は平成20年7月26日から施行し、平成20年8月1日から適用する。



